

# 令和4年度監査結果報告書

定期（工事）監査結果報告

財政援助団体等監査結果報告

行政監査結果報告

令和5年3月

荏田町監査委員

## 目 次

|                     |          |
|---------------------|----------|
| <b>I 定期監査（工事監査）</b> | <b>2</b> |
| 第1 監査の概要            | 2        |
| 1 監査の種類及び対象         | 2        |
| 2 監査の着眼点            | 2        |
| 3 監査の重点項目           | 2        |
| 4 監査の方法             | 2        |
| 5 監査の実施期間及びヒアリング等   | 2        |
| 第2 監査の結果            | 3        |
| 1 監査結果の概要           | 3        |
| 2 監査の意見             | 3        |
| <b>II 財政援助団体等監査</b> | <b>4</b> |
| 第1 監査の概要            | 4        |
| 1 監査の種類及び対象団体等      | 4        |
| 2 監査の着眼点            | 4        |
| 3 監査の重点項目           | 4        |
| 4 監査の方法             | 4        |
| 5 監査の実施期間及びヒアリング等   | 5        |
| 第2 監査の結果            | 5        |
| 1 監査結果及び指摘事項        | 5        |
| 2 監査の意見             | 5        |
| <b>III 行政監査</b>     | <b>6</b> |
| 第1 監査の概要            | 6        |
| 1 監査の種類             | 6        |
| 2 監査のテーマ            | 6        |
| 3 監査の趣旨             | 6        |
| 4 監査の対象             | 6        |
| 5 監査の着眼点            | 7        |
| 6 監査の重点項目           | 7        |
| 7 監査の方法             | 7        |
| 8 監査の実施期間及びヒアリング等   | 7        |
| 第2 監査の結果            | 8        |
| 1 貸付金の管理等の状況        | 8        |
| （1）貸付金の収納状況         | 8        |
| （2）貸付の状況            | 9        |
| 2 監査結果及び指摘事項        | 10       |
| 3 監査の意見             | 10       |

## I 定期監査（工事監査）

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第1項の規定及び苅田町監査基準に基づき、令和3年度に町が実施した工事から随意契約や契約変更のあった5件を抽出し監査を実施した。

- ① 苅田町防災備蓄倉庫整備工事（総務課危機管理室）
- ② 与原土地区画整理事業53街区外整地工事（土地区画整理課）
- ③ 町道尾倉・与原線歩道改良工事（建設課）
- ④ 新津中学校A棟・特別活動棟屋上防水改修工事（学校教育課）
- ⑤ 馬場小学校小荷物専用昇降機修繕（学校教育課）
- ⑥ 各工事（5件）に係る入札・契約・検査事務（財政課）

#### 2 監査の着眼点

対象工事に係る設計や入札、契約、施工、管理、検査等について次の観点で実施した。

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的で、効率的かつ効果的に執行されているか

#### 3 監査の重点項目

工事に係る工事請負契約及びその他事務の妥当性について

#### 4 監査の方法

各事務フローで想定されるリスクについて、関係法令やマニュアル等に基づいて適正に執行されているかについて提出書類の確認及び担当課のヒアリングを実施した。また、施工状況等を確認するため、①苅田町防災備蓄倉庫整備工事及び②与原土地区画整理事業53街区外整地工事について、担当課立会による現地視察を行った。

#### 5 監査の実施期間及びヒアリング等

- ① 実施期間 令和4年12月13日～令和5年3月2日
- ② ヒアリング日程及び対象課

| 日 程   |       |    | 対象課                  | 場 所              |
|-------|-------|----|----------------------|------------------|
| ヒアリング | 1月17日 | 午前 | 総務課危機管理室、土地区画整理課、建設課 | 苅田町役場<br>401 会議室 |
|       |       | 午後 | 学校教育課、財政課            |                  |
| 現地視察  | 1月17日 | 午後 | 総務課危機管理室             | 中央公民館            |
|       |       |    | 土地区画整理課              | 与原土地区画整理地内       |

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果の概要

監査の結果、工事請負契約の入札、契約、管理、検査等の事務フローにおける業務は法令や要綱等に基づいて概ね適正に執行されていた。

### 2 監査の意見

工事の監査の結果、概ね適正であったが、①荻田町防災備蓄倉庫整備工事、②与原土地区画整理事業 53 街区外整地工事、③町道尾倉・与原線歩道改良工事については、契約変更率が20%を超えていた。契約変更は、町の「工事設計契約変更事務取扱要綱」において、やむを得ず原設計を変更する必要がある場合に限られるものとされており、これまでも安易に契約変更することのないよう再三指摘してきたところである。そのためにも、仕様書及び設計書作成にあたっては、綿密な調査を行い、専門的知識を有する職員に意見を求めるなどして作成することが必要と考えられる。

今回の工事監査の中で、⑤馬場小学校小荷物専用昇降機修繕については、「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）として特定の1者のみを契約相手とする随意契約により契約している。当該理由で随意契約をする場合は、競争を通じた価格の妥当性の検証が期待できないため、可能な限り見積額の適正性を確認するための市場調査等を実施することが望ましいと考える。

以上より、工事請負契約においては、次の事項に留意し執行していただきたい。

- (1) 引き続き仕様書及び設計書は細心の注意を払って作成し、契約変更することのないよう努められたい。また、専門職を配置していない課が執行する場合は、専門知識を有する職員による助言や指導に努められたい。
- (2) 法令に基づき随意契約を行う場合でも、特定の1者のみを契約の相手方とする随意契約については、可能な限り適正な見積額であるかを市場調査等も踏まえて精査するよう努められたい。

## Ⅱ 財政援助団体等監査

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類及び対象団体等

地方自治法第199条第7項の規定及び荏田町監査基準に基づき、町が財政的援助（補助金交付等）を行っている団体について、令和3年度事業から2団体を抽出し監査を実施した。

|           |                |
|-----------|----------------|
| 団体名       | 荏田町食生活改善推進会    |
| 補助金の名称    | 荏田町食生活改善推進会補助金 |
| 令和3年度補助金額 | 225,000 円      |
| 所管課       | 子育て・健康課        |

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 団体名       | 荏田町子ども会育成連合会    |
| 補助金の名称    | 荏田町子ども会育成連合会補助金 |
| 令和3年度補助金額 | 2,727,242 円     |
| 所管課       | 生涯学習課           |

#### 2 監査の着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的で、効率的かつ効果的に執行されているか

#### 3 監査の重点項目

- ① 補助金交付の妥当性
- ② 財政援助団体における補助金に係る出納事務等の妥当性

#### 4 監査の方法

事前に提出を受けた財政援助等に係る出納関係帳簿や通帳の写し、規約等の資料を検証するとともに、援助団体や所管課に対して、主に次の事項について質疑応答の方法で聴取した。

- ・補助対象事業の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- ・団体の経理事務及びチェック体制、他事業への流用の有無について
- ・補助金交付申請及び実績報告等の適正な執行について
- ・補助金に係る会計経理の適正な執行について
- ・関係帳票の整備及び記帳の適正な執行について
- ・領収書等の適正な整理保存について
- ・補助対象事業における公益上の必要性の確認について
- ・担当課による補助効果の確認及び支出の実態の把握について
- ・担当課による交付団体への指導・監督について

## 5 監査の実施期間及びヒアリング等

### ① 実施期間

令和4年12月7日～令和5年3月2日

### ② ヒアリング日程及び対象団体

| 日 程                    | 対象団体                                        | 場 所              |
|------------------------|---------------------------------------------|------------------|
| 2月8日（水）<br>10:00～12:00 | 食生活改善推進会（所管：子育て・健康課）<br>子ども会育成連合会（所管：生涯学習課） | 荻田町役場<br>403 会議室 |

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果及び指摘事項

提出された資料の検証及びヒアリングの結果、各団体の出納事務並びに所管課の補助金交付事務は、概ね適正に処理されていると認められた。

なお、指摘事項等については次のとおりである。

| 補助金の名称          | 指摘事項                               |
|-----------------|------------------------------------|
| 荻田町食生活改善推進会補助金  | 領収書等の日付及びあて名の未記載が一部見られたので改善されたい。   |
| 荻田町子ども会育成連合会補助金 | 領収書等の但し書きの未記載及び印漏れが一部見られたので改善されたい。 |

### 2 監査の意見

財政援助団体への補助金等に係る監査の結果、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、次の点に留意していただきたい。

- (1) 財政援助団体においては、領収書等の適正な整理保存について不適切な事例が一部見られた。今後は、今回の指摘事項を改善するとともに、補助金に係る事務処理について不明な点がある場合は、所管課に随時相談するなどして適切な執行に努められたい。
- (2) 所管課においては、補助金交付事務に関して日頃から団体への適切な指導監督に努められたい。また、補助金交付を漫然と継続することのないよう、交付の目的や効果について毎年検証するとともに、団体と連携して補助金交付の効果をあげるよう努められたい。

### Ⅲ 行政監査

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び荻田町監査基準に基づき、監査のテーマ等を定めて行政監査を実施した。

##### 2 監査のテーマ

「貸付金の管理等について」

##### 3 監査の趣旨

地方公共団体の有する債権は公債権と私債権に分類され、貸付金は私債権に分類されるものである。また債権の管理については、地方自治法や地方自治法施行令、町条例等で規定されており、『荻田町債権管理条例』では「町長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等の定めに従い、町の債権の適正な管理に努めなければならない」と定められ、期限までに納付が無い場合は「督促をしなければならない」、また私債権については「督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない」とされ、「強制執行」等の手続きが定められている。このように貸付金に係る私債権は、条例等を遵守し、公平・公正に債権の保全・回収に努めなければならないものとされている。

また貸付金は、特定の行政目的を達成するため、法令又は条例等に基づいて制度化されたものであり、町はこれまで様々な貸付金制度を設けて運用を行ってきた。しかし今日、多くの貸付金は制度創設から長年が経過し、活発に利用されているとは言い難い状況である。

そこで今回の行政監査は、貸付金制度について、債権管理及び貸付等の運用に係る事務が適正で効果的・効率的であるかについて検証するものとした。

##### 4 監査の対象

監査の対象は、令和3年度の一般会計・特別会計決算に計上された貸付金及び基金運用による貸付金とした。

- ・災害援護資金貸付金
- ・高額介護サービス費資金貸付金
- ・中小企業振興資金貸付金
- ・住宅新築資金等貸付金
- ・国民健康保険高額療養資金貸付金
- ・若年者専修学校等技能習得資金貸付金
- ・奨学資金貸付金

## 5 監査の着眼点

監査の着眼点は次のとおりである。

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的で、効率的かつ効果的に執行されているか

## 6 監査の重点項目

監査の重点項目は次のとおりである。

- ① 貸付金の債権管理は適正に行われているか
- ② 貸付制度の運用は効果的、効率的で適切に行われているか

## 7 監査の方法

監査は、あらかじめ関係課に対して貸付金制度の照会を行い、提出書類等の検証後に、必要に応じて聴き取りを行った。

## 8 監査の実施期間及びヒアリング等

### ① 実施期間

令和4年12月13日～令和5年3月2日

### ② ヒアリング日程及び対象課

| 日 程                    | 対象課：貸付制度                                                                                                         | 場 所              |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2月8日（水）<br>13：00～16：00 | 福 祉 課：災害援護資金貸付金<br>高額介護サービス費資金貸付金<br>交通商工課：中小企業振興資金貸付金<br>都市計画課：住宅新築資金等貸付金<br>学校教育課：若年者専修学校等技能習得資金貸付金<br>奨学資金貸付金 | 荻田町役場<br>403 会議室 |



## 第2 監査の結果

### 1 貸付金の管理等の状況

監査の対象としたのは、令和3年度の一般会計及び特別会計の決算に計上された貸付金5制度及び基金の運用による貸付金2制度、合計7つの貸付金制度であり、貸付金の管理等の状況は次のとおりである。

#### (1) 貸付金の収納状況

令和3年度末における貸付金債権については、高額介護サービス費資金貸付金及び若年者専修学校等技能習得資金貸付金の2制度は貸付が無く、中小企業振興資金貸付金は金融機関による融資であるため、貸付金債権を有する制度は、次の「令和3年度貸付金債権の収納状況一覧」のとおり4制度である。

令和3年度末現在の貸付金債権の収納状況は、収入調定額合計70,048,548円、収入済額合計16,653,556円、収入未済額があるのは3制度で合計49,800,489円、不能欠損額は1制度で3,595,503円となっている。

[令和3年度貸付金債権の収納状況一覧]

| 貸付金制度<br>(担当課)                   | 区分  | 令和3年度末収入未済額等 (円) |            |            |           |
|----------------------------------|-----|------------------|------------|------------|-----------|
|                                  |     | 収入調定額            | 収入済額       | 収入未済額      | 不能欠損額     |
| 災害援護資金<br>貸付金<br>(福祉課)           | 現年度 | 0                | 0          | 0          | 0         |
|                                  | 滞納分 | 2,565,862        | 0          | 2,565,862  | 0         |
|                                  | 小 計 | 2,565,862        | 0          | 2,565,862  | 0         |
| 国民健康保険<br>高額療養資金<br>貸付金<br>(住民課) | 現年度 | 2,113,000        | 2,113,000  | 0          | 0         |
|                                  | 滞納分 | 0                | 0          | 0          | 0         |
|                                  | 小 計 | 2,113,000        | 2,113,000  | 0          | 0         |
| 住宅新築資金<br>等貸付金<br>(都市計画課)        | 現年度 | 0                | 0          | 0          | 0         |
|                                  | 滞納分 | 52,155,286       | 2,640,156  | 45,919,627 | 3,595,503 |
|                                  | 小 計 | 52,155,286       | 2,640,156  | 45,919,627 | 3,595,503 |
| 奨学資金貸付<br>金<br>(学校教育課)           | 現年度 | 11,715,400       | 11,535,400 | 180,000    | 0         |
|                                  | 滞納分 | 1,500,000        | 365,000    | 1,135,000  | 0         |
|                                  | 小 計 | 13,215,400       | 11,900,400 | 1,315,000  |           |
| 合 計                              | 現年度 | 13,828,400       | 13,648,400 | 180,000    | 0         |
|                                  | 滞納分 | 56,221,148       | 3,005,156  | 49,620,489 | 3,595,503 |
|                                  | 合 計 | 70,049,548       | 16,653,556 | 49,800,489 | 3,595,503 |

## (2) 貸付の状況

貸付の状況については、住宅新築資金等貸付金は既に制度が廃止されており、また災害援護資金貸付金は貸付要件となる自然災害が発生していないため、検証の対象となる貸付金制度は次の「貸付金額及び貸付件数」のとおり 5 制度である。また 5 制度のうち、令和 3 年度において貸付が実行されたのが 2 制度 19 件、貸付合計額 4,440,000 円で、貸付が行われていないのが 3 制度となっている。

なお過去 3 カ年の貸付状況は、次の表のとおりである。

[貸付金額及び貸付件数]

| 貸付金制度<br>(担当課)                   | 貸付金額 (円)<br>(貸付件数)                 |                                     |                                      |
|----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|                                  | 令和 3 年度                            | 令和 2 年度                             | 平成 31 年度                             |
| 高額介護サービス費資金貸付金<br>(福祉課)          | 0<br>(0 件)                         | 0<br>(0 件)                          | 0<br>(0 件)                           |
| 国民健康保険高額療養資金貸付金<br>(住民課)         | 1,470,000<br>(13 件)                | 4,885,000<br>(28 件)                 | 5,758,000<br>(34 件)                  |
| 中小企業振興資金貸付金<br>(交通商工課)           | 0<br>(0 件)                         | 0<br>(0 件)                          | 0<br>(0 件)                           |
| 若年者専修学校等技能習得資金<br>貸付金<br>(学校教育課) | 0<br>(0 件)                         | 0<br>(0 件)                          | 0<br>(0 件)                           |
| 奨学資金貸付金<br>(学校教育課)               | 2,970,000<br>(新規 2 件)<br>(継続 4 件)  | 5,400,000<br>(新規 2 件)<br>(継続 8 件)   | 9,600,000<br>(新規 1 件)<br>(継続 17 件)   |
| 合 計                              | 4,440,000<br>(新規 15 件)<br>(継続 4 件) | 10,285,000<br>(新規 30 件)<br>(継続 8 件) | 15,358,000<br>(新規 35 件)<br>(継続 17 件) |

## 2 監査結果及び指摘事項

貸付金制度について、提出された調査表等の検証及び各課聴き取りの結果、概ね適正に事務が執行されていると認められた。

なお、指摘事項等については次のとおりである。

| 貸付制度              | 指摘事項                                                                 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 災害援護資金貸付金         | 保証人への催告について、台帳に記載がないため実施の有無が不明である。台帳への催告等の履歴の記載について適正に行われたい。         |
| 住宅新築資金等貸付金        | 返済が行われていない滞納者に対する債権管理については、最大限の努力を行われたい。                             |
| 若年者専修学校等技能習得資金貸付金 | これまで貸付の実績は無く、周知方法は広報のみとなっている。町ホームページへの掲載や周知内容の工夫など、周知についての改善に努められたい。 |
| 奨学資金貸付金           | 利用者は近年減少傾向である。貸付金制度の利用促進等について検討されたい。                                 |

## 3 監査の意見

行政監査の目的は「3 監査の趣旨」で述べたとおりであるが、令和3年度決算審査ヒアリングにおいて、各種税や保険料等の債権管理状況を確認したところ、全庁的に統一された滞納対策がなされていなかったことから、決算審査意見書で「各担当相互において、徴収に関する知識や経験の情報共有や活用を図り、適切で効果的な債権管理や滞納整理が進められるよう努められたい」と指摘したところである。また、貸付金制度は、公益上の必要性や有効性から制度設計されたものであり、貸付目的に沿って町民等に適正かつ公平に貸し付けることにより行政目的を達成するものであるが、現状において利用されていない制度も見受けられる。今回の行政監査では以上を踏まえ、貸付金の債権管理の状況及び貸付制度の運用状況・問題点等について検証を行ったものである。

監査の結果、貸付金の債権管理は、台帳の整備が不適切な事例等が一部見られたものの概ね適正な事務がなされていた。しかしながら、貸付の原資は貴重な税金であるため、公平・公正な負担の確保という観点から、主債務者並びに保証人に対しては、より一層厳正な債権回収に努められたい。

次に貸付の状況については、ほとんどの貸付制度が「長年にわたって貸付実績がない」又は「貸付件数は減少している」という状況である。貸付制度は、経済的困窮などの理由によって資金を必要とする人に貸付を行うための制度であり、貸付を必要とする人に適切に情報が提供される必要がある。しかし、現状の周知方法では情報提供が不十分であると思われるものもあった。担当課においては、利用促進を図る観点から、貸付制度の周知方法・内容について検討を進め、貸付金を必要とする人に適切な情報が適切に提供されるよう努められたい。また一方で、多くの貸付金が制度創設から長年が経過し、また社会情勢や町

民ニーズ、国や県の施策など、様々な状況が変化しており、貸付を行う有効性や必要性が薄れている制度などが見受けられた。担当課は、常日ごろから社会情勢等の変化や情報の入手に努め、貸付制度の有効性、必要性、効率性などについて検討を進め、適切な制度の見直しや改善等に努められたい。